

八戸市立西白山台小学校いじめ防止基本方針

平成29年5月17日 策定

1 はじめに

全ての職員が「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という認識に立ち、本校の児童が、「いじめのない明るく楽しい豊かな学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定する。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

- ①いじめを許さない、見過ごさせない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かい人間関係を築くことに努める。
- ④いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- ⑤いじめ問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深める。

2 いじめとは

「いじめ防止対策推進法」第2条を参照して（定義）

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、（本校に在籍している等の）一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、いじめの対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。

3 校内体制について

①「職員会議・児童支援委員会」

月1回、全教職員で配慮が必要な児童について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動について話し合いを行う。

②「いじめ防止対策委員会」

ア いじめの早期発見、早期対応、早期解決の取組を行うための組織として、「いじめ防止対策委員会」を設置する。構成は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、当該学年主任及び学級担任、養護教諭、特別支援コーディネーターとし、必要に応じて、委員会を開催する。

イ 役割として、本校におけるいじめ防止対策、早期解決の取組などに関することや、相談内容や事実関係の把握、関係児童・保護者への対応、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。

4 いじめの未然防止について

【児童に対して】

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・わかる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。

- ・思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の時間や学級活動の時間を通して育む。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつよう様々な活動の中で指導する。
- ・見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは、決して悪いことではないこともあわせて指導する。

【教員に対して】

- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童が自己実現を図れるように、子どもが主体となる授業を日々行うことに努める。
- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめは決して許されない」という姿勢を教員がもっていることを様々な活動を通して児童に示す。
- ・児童一人一人の変化に気付く鋭敏な感覚をもつように努める。
- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもつ。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、教師自身の人権感覚を磨き、自身の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年及び同僚への協力を求める意識をもつ。

【学校全体として】

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・全校朝会での講話や「いじめ等の問題に関する対話集会」の報告会などを通して、全校児童にいじめについて理解させ、いじめを絶対にしないこと、いじめを見たらやめさせたりすぐに知らせたりすることを伝える。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

【保護者・地域に対して】

- ・児童が発する変化のサインに気付いたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便り、地域連携協議会等で伝えて、理解と協力をお願いする。

5 いじめの早期発見に関すること

【日々の観察】

- ・「いじめはどの学校でも、どの児童でも起こりうるものである。」という認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。
- ・気になる児童がいる場合には、職員会議や管理職、学年への報告を通して情報を共有し、多くの目で当該児童を見守る。
- ・様子に変化が見られる場合には、教員が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- ・いじめに関するアンケート調査及び教育相談を実施し、児童の実態を把握するとともに、教員全体で共有する。

【相談しやすい環境づくり】

- ・いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ・いじめられている児童や保護者からの訴えには、親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ・いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。

6 解決に向けた対応について

【正確な実態把握】

- ・学級担任及び生徒指導主任が当事者双方や周りの児童から聴き取りを行い、情報収集と記録、いじめの事実確認等に努める。
- ・関係教員と情報を共有し、事案について正確に把握する。
- ・一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握するよう心がける。

【指導体制及び方針の決定】

- ・「いじめ防止対策委員会」を開催し、指導体制を整え、対応する教員の役割分担を明確にして組織で対応する。
- ・必要に応じて、教育委員会、関係機関との連絡調整を密に行う。

【児童への指導・支援】

- ・いじめられている児童の保護に努め、心配や不安を取り除く等、心のケアに努める。
- ・いじている児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめることをやめさせる。また、いじめることが、どれだけ相手を傷つけ、苦しめていることに気付かせるような指導を行う。さらに、いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る。

【保護者との連携】

- ・いじめ事案解消のための具体的な対策について説明する。
- ・保護者の協力を求め、学校との指導連携について協議する。

7 重大事態への対応について

【重大事態とは】

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いを認められる場合。
- ② いじめにより在籍する児童が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合。
- ③ 児童や保護者から、いじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合。

【対応】

- ア 重大事態が発生した旨を、八戸市教育委員会に速やかに報告する。
- イ 八戸市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするために調査を実施する。
- エ 調査結果を、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害児童の学校復帰が阻害されることがないように配慮する
- オ 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえること。

【いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めた場合】

八戸警察署と連携して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは、直ちに八戸警察署に通報し、適切な援助を求める。

8 評価

学校評価においては、年度毎の取組について、児童、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。

9 その他

【保護者、地域、関係機関との連携の在り方】

「いじめ問題」の解決には学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便り等で伝えて、理解と協力をお願いする。

【ネットいじめに対する対応の仕方】

児童及び保護者が、発信された情報、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対応ができるように、必要な啓発活動として、情報モラル研修会等を行う。